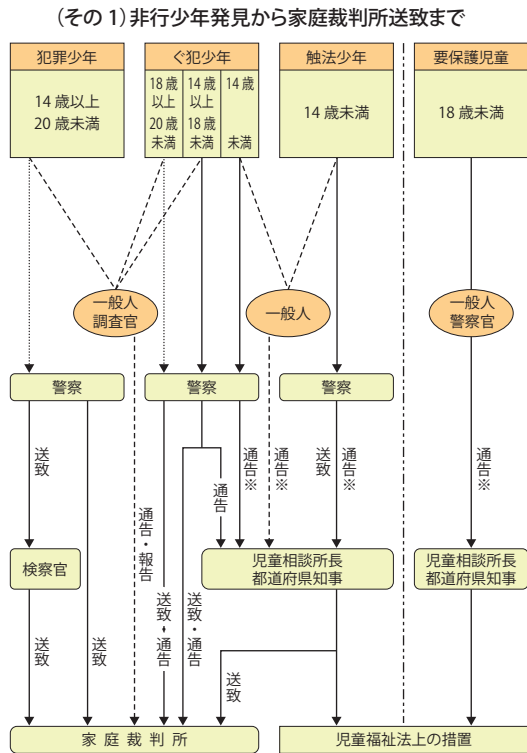
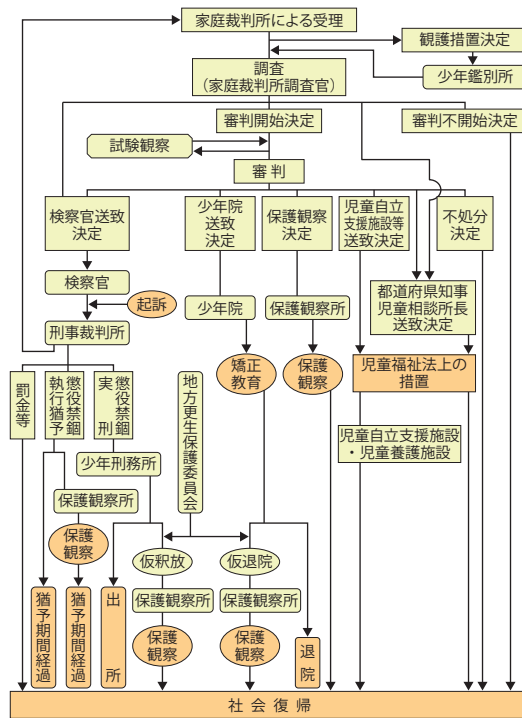


第2-3-8図 少年事件処理手続概略図



※保護者がいないか、又は保護者に監護させることが不適当な者に限る。

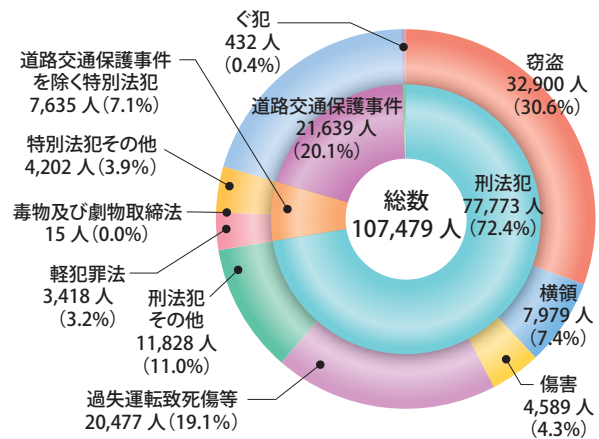
(その2) 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで



ア 受理の状況 (最高裁判所)

平成26 (2014) 年における少年保護事件の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、107,479人であった。内訳をみると、窃盗 (30.6%)、道路交通保護事件 (20.1%)、過失運転致死傷等 (19.1%) が多い。近年、少年保護事件の新規受理人員は減少傾向が続いており、平成26年は前年と比較して13,805人 (11.4%減) 減少した (第2-3-9図)。

第2-3-9図 少年保護事件の新規受理人員 (非行別構成比 平成26年)



(注) 1. 司法統計による。
 2. 過失運転致死傷等とは、(無免許) 過失運転致死傷、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、業務上(重・自動車運転) 過失死傷及び(無免許) 危険運転致死傷を指す。
 3. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。
 4. 数値は速報値である。

第2部

第1章

第2章

第3章

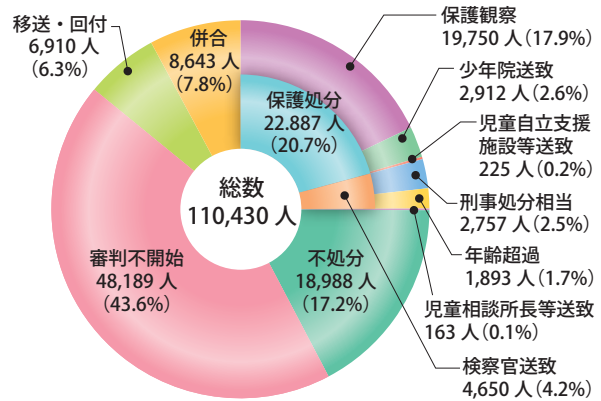
第4章

第5章

イ 処理の状況（最高裁判所）

平成26（2014）年における少年保護事件の既済人員は110,430人で、このうち一般事件（交通関係事件を除く少年保護事件。以下同じ。）が67,548人（全体に占める割合61.2%）、交通関係事件（（無免許）過失運転致死傷，（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱，業務上（重・自動車運転）過失致死傷，（無免許）危険運転致死傷及び道路交通保護事件。以下同じ。）が42,882人（同38.8%）となっている。終局決定別にみると，審判不開始が43.6%と最も多く，次いで保護処分が20.7%となっている（第2-3-10図）。

第2-3-10図 少年保護事件の処理状況
（終局決定別構成比 平成26年）



(注) 1. 司法統計による。
2. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足し上げた数値が小計と一致しない場合がある。
3. 数値は速報値である。

① 保護処分

保護処分に付された者は22,887人で，その内訳は，一般事件が13,266人（58.0%），交通関係事件が9,621人（42.0%）である。前年と比較し，1,506人（6.2%減）減少している。

・保護観察

保護観察に付された少年は19,750人で，その内訳は，一般事件が10,389人（52.6%），交通関係事件が9,361人（47.4%）である。前年と比較し1,194人（5.7%減）減少している。交通関係事件のうち6,594人（70.4%）は交通短期保護観察に付されたものである。

・児童自立支援施設等送致¹⁰⁷

児童自立支援施設や児童養護施設に送致された者は225人である。

・少年院送致

少年院送致となった者は2,912人で，その内訳は，一般事件が2,652人（91.1%），交通関係事件が260人（8.9%）と，一般事件が多くを占める。前年と比較して，一般事件は273人（9.3%減），交通関係事件は28人（9.7%減）減少している。

② 検察官送致

刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は2,757人で，その多くを交通関係事件が占める（2,631人（95.4%））。前年と比較して314人（10.2%減）減少している。

③ 児童相談所長等送致¹⁰⁸

知事や児童相談所長に送致された者は，163人である。

④ 審判不開始，不処分¹⁰⁹

裁判官や家庭裁判所調査官は，調査や審判の段階で，少年の問題性を見極めた上で，以下のような再非行防止に向けた働き掛けをしている。

- ・ 非行の内容を振り返らせ，被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い，反省を深めさせる
- ・ 学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を築く

107 児童自立支援施設（不良行為をなし，またはなすおそれのある子供を，入所または保護者の下から通わせて，必要な指導を行い，自立を支援する施設）などに送致するもの。その対象のほとんどが15歳以下の子供である。
108 処遇を児童福祉機関の措置にゆだねるもの。児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが，毎年その数は少ない。
109 調査の結果，審判を開いたり保護処分に付したりすることができず，又はその必要がないと認められる少年に対して行われる決定。

・「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、子供と保護者に社会奉仕活動への参加を促したりするなどの働き掛けを行っている。ほかにも、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の子供に対する指導力を高めたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働き掛けたりしている。このような働き掛けも行った上で、その少年について審判を開いたり保護処分を付したりする必要がないと考える場合には、審判不開始や不処分とすることがある。

(5) 被害者への配慮

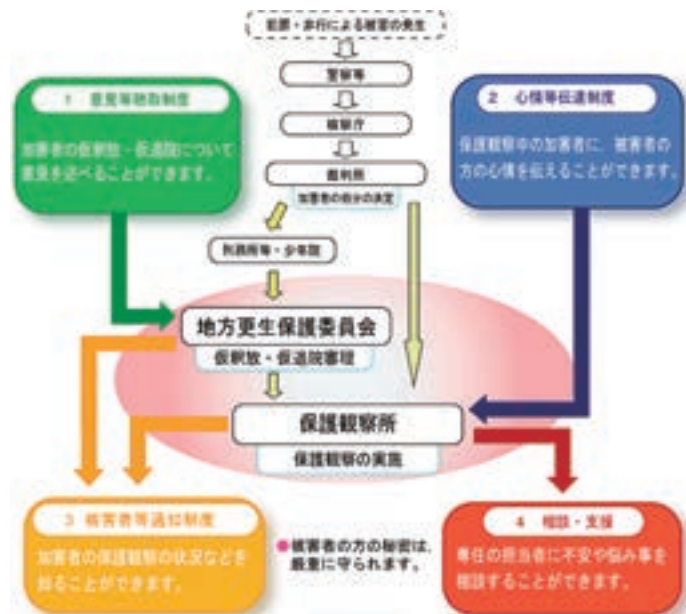
ア 被害者への情報提供などの様々な制度や取組（警察庁、法務省、最高裁判所）

警察は、被疑少年の健やかな育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、被害者などの要望に応じて、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

法務省は、

- ・全国の検察庁において、少年事件の被害者を含む全ての被害者やその親族の心情などに配慮するという観点から、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。
- ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者の希望に応じて、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、被害者の希望に応じて、刑事処分となった加害少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
- ・「更生保護法」(平19法88)に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年に伝達する制度を実施している (第2-3-11図)。

第2-3-11図 更生保護における被害者のための制度



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim01.html)

家庭裁判所は、

- ・「少年法」に基づく、一定の重大事件の被害者による少年審判の傍聴や、被害者に対する審判状況の説明といった被害者のための制度¹¹⁰の適切な運用に努めている。
- ・調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

イ 被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇（法務省）

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情などについて、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。

少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。この教育により、自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に誠意をもって対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行っている。

保護観察でも、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。また、被害者を死亡させたり、その身体に重大な傷害を負わせたりした事件により保護観察に付された少年に対しては、犯した罪の重さや被害者の実情などを認識させながら被害者に対する謝罪の気持ちをかん養し、具体的なしよく罪計画を策定させるしよく罪指導を実施している。

(6) 少年鑑別所（法務省）

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別¹¹¹を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であり、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更新（延長）されることがある（最長8週間）。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。また、少年鑑別所の在所者については、心身の発達途上にあり、その健全な育成に配慮することが重要と考えられることから、在所者の自主性を尊重しつつ、情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させるための支援を実施している。

法務省は、少年鑑別所における鑑別・観護処遇、地域の非行防止のための相談活動の充実に努めている。特に、平成25（2013）年度から導入した、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」を効果的に活用し、再非行防止に資する鑑別の充実に取り組んでいる。

(7) 少年院・児童自立支援施設等

ア 少年院・少年刑務所等（法務省）

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された者と、16歳に達するまでの間に刑の執行を受ける者を収容し、矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行う施設である¹¹²。矯正教育は、少年の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を

110 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申し出による意見の聴取、③被害者などに対する審判結果などの通知、④一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、⑤被害者などに対する審判状況の説明、の制度が設けられている。

111 鑑別には、家庭裁判所の求めにより、事件の調査や審判を受ける者に対して行う鑑別（観護の措置が執られて少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別とそれ以外の者に対して行う鑑別がある。）、処遇機関等の求めにより行う鑑別がある。
http://www.moj.go.jp/kyousei_kyouse06.html

112 収容対象となる者の年齢、犯罪的傾向の進度、心身の故障の有無に応じて、第1種、第2種、第3種、第4種の4種類がある。
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei1_kyouse04.html

組み合わせで行うものであり、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かく行われている。

懲役や禁錮の実刑の言渡しを受けた少年は、刑執行のため、主に少年刑務所等に收容される。少年刑務所等は、一人一人に個別担任を指定して面接や日記指導といった個別的な指導を行うなど、心身が発達段階にあり可塑性に富む少年受刑者の特性に応じた**矯正処遇**を、各少年の資質と環境の調査の結果に基づいて実施している。

イ 児童自立支援施設（厚生労働省）

児童自立支援施設¹¹³は、不良行為を行った子供、行うおそれのある子供に対して、その自立を支援することを目的として、一人ひとりの状況に応じ、生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整を行う施設である。

厚生労働省は、**児童自立支援施設運営指針**¹¹⁴などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(8) 更生保護、自立・立ち直り支援（法務省）

ア 少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放

少年院からの**仮退院**と少年刑務所等からの**仮釈放**とは、收容されている者を、法律や判決、決定によって定められている收容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置である。少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放を許された者は、收容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。平成25（2013）年における少年院仮退院者は、全出院者の99.7%に当たる3,428人であった。

保護観察所は、少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放に先立って、出院・出所後の少年を取り巻く生活環境（家庭、職場、交友関係など）が、その改善更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い、受入体制の整備を図っている。

イ 保護観察

保護観察は、非行・犯罪に陥った少年に、社会生活を営ませながら、その改善更生を図る上で必要な生活行動に関する一定の事項（**遵守事項と生活行動指針**）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、自助の責任を踏まえつつ、就学や就職などについて補導援護することにより、少年の改善更生を促すものである¹¹⁵。保護観察官と民間篤志家である保護司とが協働して、その実施に当たっている。平成25（2013）年に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数の57.6%に当たる24,239件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年や地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、平成25年における保護観察開始人員の非行名別構成比を男女別にみると、保護観察処分少年は、男女ともに、窃盗、傷害、道路交通法違反の順に高く、男子の少年院仮退院者は、窃盗、傷害、強盗の順に高く、女子の少年院仮退院者は、傷害、窃盗、覚せい剤取締法違反の順に高い。

複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。また、少年の持つ問題性やその他の特性を類型化し、各類型に焦点を当てた処遇を実施している。

北海道雨竜郡沼田町の「**沼田町就業支援センター**」では、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に併設された宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施する

113 「児童福祉法」第44条に規定される施設。

114 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf

115 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html